

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」といいます。）第167条の6第1項及び御杖村契約規則（昭和40年御杖村規則第1号、以下「規則」といいます。）第3条の規定により公告します。

令和8年7月10日

御杖村長 伊 藤 収 宜
(公 印 省 略)

1. 一般競争入札に関する事項

- (1) 業務名 令和8年度高齢者学級事業委託業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年11月30日まで（開催日は11月11日とする）
- (3) 業務の概要 「令和8年度高齢者学級」企画運営等業務
上記業務事前打合せ
- (4) 入札予定価格 非公表
- (5) 入札方法 入札は、業務一式の総額で行います。落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額を入札書に記載してください。また、内訳のわかる見積書を添付してください。
入札は、郵便によるものとします。

2. 競争入札に参加する者の必要な資格

次に掲げる（1）から（5）に該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止措置要領による入札停止措置期間中でない者であること。
- (3) 令和8・9年度御杖村入札参加者名簿に登録があること。

ただし、未登録の場合は令和8年7月15日（水）までに必要書類を添えて提出してください。

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地 御杖村役場 出納室
電話 0745-95-2001（内線121）

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 奈良県内に本店・支店・営業所を有すること。

3. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札手続きの担当部局、問い合わせ先

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地 御杖村教育委員会事務局
電話 0745-95-2004（内線411）
FAX 0745-95-6800

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、期日

- ア) 場所 3. (1) に示す場所及び御杖村ホームページ上に掲載
- イ) 期日 公告の日から8月10日（月）

4. 入札説明会及び質疑等

(1) 入札説明会

開催しません。

(2) 質疑等

疑義が生じた場合は、質疑書（様式1）により令和8年7月15日（水）午後5時までFAXにより受け付けます。※送信後、提出先までご連絡お願いいたします。

回答は、令和8年7月17日（金）午後5時までに御杖村ホームページ上に掲載します。（ただし掲載する回答はこの入札に関する質疑であって、本公告からは判断できない、又は判断が困難な質疑に対する回答に限ります。回答がない場合は掲載しません。）

5. 競争入札参加資格確認申請書（様式2-1）の提出について

- (1) 郵便による提出とする。
- (2) 提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時必着とする。
- (3) 提出場所 3. (1) に示す場所

6. 入開札の場所及び日時

- (1) 日時 令和8年8月10日（月）午前10時00分
- (2) 場所 奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地 御杖村山村開発センター会議室A
- (3) 郵便による入札

入札は、郵便により行います。この場合は書留郵便とし、封筒の表面に「令和8年度高齢者学級事業委託業務に係る入札書」と記入して、令和8年8月7日（金）までに入札説明書5(3)に記載する場所へ到着するようにしてください。

7. 入札保証金

規則第4条に定めるところによります。なお、第6条第1項(2)にある「国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上」については、「国又は地方公共団体と種類及び規模に関して本業務の規模とほぼ同じくする契約について2回以上」とするので、当該条件に該当する者は、入札保証金が免除されます。

8. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 契約保証金

規則第21条に定めるところによります。ただし、第22条の規定に該当する場合は免除します。なお、第22条第1項(3)にある「国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上」については、「国又は地方公共団体と種類及び規模に関して本業務の規模とほぼ同じくする契約について2回以上」とします。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書(様式2-1)を令和8年7月24日(金)午後5時までに3.(1)に示す場所に提出しなければなりません。

なお入札参加者は、入札開札の日の前日までの間において、御杖村から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

イ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、6.に示すとおり、入札してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(4) 入札者の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の入札、規則第10条の4に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

ア 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。

エ 落札者の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 落札者の役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等にあたって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本村が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

（8） 契約の解除

契約締結後、契約者について（7）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を本村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、（7）のア、ウ、エ及びオ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

（9） その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。